

第214期 定時株主総会招集ご通知 (別冊)

事業報告 1

〔 「当社の現況に関する事項」のうち
「事業の経過及び成果等」は除く 〕

計算書類 13

連結計算書類 15

監査報告書 17

1 当社の現況に関する事項

2 財産及び損益の状況

(単位:百万円)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
預金	5,719,007	5,730,801	5,723,280	5,862,573
定期性預金	1,707,852	1,599,111	1,511,581	1,665,710
その他	4,011,155	4,131,690	4,211,698	4,196,862
貸出金	4,525,365	4,528,679	4,494,767	4,622,214
個人向け	1,879,520	1,859,381	1,837,718	1,825,142
中小企業向け	1,467,038	1,501,006	1,498,168	1,558,665
その他	1,178,806	1,168,290	1,158,880	1,238,406
商品有価証券	228	169	180	9
有価証券	1,434,357	1,219,409	1,078,012	1,075,205
国債	58,556	45,777	104,887	180,396
その他	1,375,801	1,173,632	973,124	894,808
総資産	6,588,342	6,536,166	6,436,909	6,626,040
内国為替取扱高	28,994,386	28,582,109	29,923,846	27,162,338
外国為替取扱高	2,227	1,962	2,447	2,462
	百万ドル	百万ドル	百万ドル	百万ドル
経常利益	6,747	11,560	17,960	20,264
当期純利益	4,419	8,326	13,265	18,703
1株当たり当期純利益	106 18	200 03	318 63	449 72
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
信託財産	1,231	1,196	1,113	1,027
信託報酬	0	2	0	0

注1.記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2.1株当たり当期純利益は、各年度の平均発行済株式総数（自己株式を除く）に基づき算出しております。

(参考) 企業集団の財産及び損益の状況

(単位:百万円)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
経常収益	122,762	134,138	131,360	176,576
経常利益	9,376	14,429	20,792	22,132
親会社株主に帰属する 当期純利益	4,825	9,471	14,718	19,382
包括利益	△22,995	53,526	△17,291	54,032
純資産額	288,073	338,704	318,525	364,482
総資産	6,671,147	6,651,305	6,541,899	6,737,053

注.記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

③ 使用人の状況

	当 年 度 末
使用人数	2,479人
平均年齢	40年1月
平均勤続年数	17年6月
平均給与月額	385千円

- 注1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数は、執行役員、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
 3. 平均給与月額は、時間外勤務手当等を含み、賞与を除く2026年3月中の平均給与月額であります。

④ 営業所等の状況

イ 営業所数

	当 年 度 末
	店 うち出張所
岐 阜 県	92 (27)
愛 知 県	57 (7)
三 重 県	4 (1)
滋 賀 県	2 (—)
東 京 都	1 (—)
大 阪 府	1 (—)
合 計	157 (35)

- 注1. 上記のほか、海外駐在員事務所を2か所設置しております。
 2. 上記のほか、店舗外現金自動設備を198か所設置しております。
 3. 当年度末の営業所数のうち支店6か店・出張所27か店については、店舗内店舗の形態(1か所の店舗内に複数の支店や出張所が同居する店舗形態)による営業としておりますので、店舗の拠点数としては、124拠点となっております。

ロ 当年度新設営業所

該当事項はありません。

- 注1. 店舗外現金自動設備新設(3か所) 郡上八幡(郡上市) ドン・キホーテ高山店(高山市) アヴェニール雄飛ヶ丘(各務原市)
 2. 店舗外現金自動設備廃止(8か所) 飛騨古川代理店(飛騨市) 下呂代理店(下呂市) 西濃総合庁舎(大垣市) 岐阜県自動車税事務所(岐阜市) 美濃加茂市役所(美濃加茂市) 新日本法規出版本社(名古屋市) 高山市役所(高山市) イオン豊川店(豊川市)

ハ 銀行が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称
楽天銀行株式会社

⑤ 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位:百万円)

設備投資の総額	3,179
---------	-------

注.記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

(単位:百万円)

内 容	金 額
八幡支店の移転	239

注.記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

⑥ 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主 要 業 務 内 容	資本金 (百万円)	当社が有する 子会社等の議決権比率(%)	その他
共友リース株式会社	名古屋市 中村区豊国通 1丁目22番地の2	リース業	120	27.08	—
共立コンピューター サービス株式会社	岐阜県 大垣市加賀野 4丁目1番地の9	システム開発、ITコン サルティングに関する 業務	45	5.00	—
株式会社OKB総研	岐阜県 大垣市郭町 2丁目25番地	経済・産業・文化の 調査研究とその受託、 企業経営情報の提供と 各種コンサルティング 業務	50	34.00	—
OKB証券株式会社	岐阜県 大垣市郭町 2丁目25番地	証券業務	1,500	100.00	—
株式会社OKB信用保証	岐阜県 大垣市郭町 2丁目25番地	ローンの信用保証業務、 不動産担保物件の調 査・評価業務	140	100.00	—

会 社 名	所 在 地	主 要 業 務 内 容	資本金 (百万円)	当社が有する 子会社等の議決権比率(%)	その他
株式会社 OKBペイメントプラットフォーム	岐阜県 大垣市郭町 2丁目25番地	クレジットカード業務	30	49.66	—
株式会社OKBキャピタル	岐阜県 大垣市郭町 2丁目25番地	株式・社債等への 投資業務	100	49.79	—
株式会社OKBビジネス	岐阜県 大垣市郭町 3丁目98番地	銀行事務の受託・集中 処理業務	20	100.00	—
株式会社OKBパートナーズ	岐阜県 大垣市林町 9丁目57番地	帳票・物品類の受発送 業務、文書作成、印刷 業務、文書等保管業務	10	100.00	—

注1. 当社が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2. 株式会社OKBフロントは、2026年3月31日開催の同株主総会の決議により同日付で解散し、同年6月8日に清算を結了する予定です。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行61行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行61行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行61行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・現金自動預入れ等のサービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行、株式会社ローソン銀行及び株式会社イーネットとの提携により、コンビニエンスストアの店舗内等に設置の現金自動設備による現金自動引出し・現金自動預入れ等のサービスを行っております。

2 会社役員(取締役及び監査役)に関する事項

1 会社役員の状態

(2025年度末現在)

氏 名	地 位	担 当	重 要 な 兼 職	その他
境 敏幸	取締役会長 (代表取締役)	全般	大垣商工会議所会頭	
林 敬治	取締役頭取 (代表取締役)	全般、業務監査部担当		
土屋 諭	取締役 常務執行役員	経営管理部、デジタル統括部、審査部、 事務管理部、事務集中部担当		
五藤 義徳	取締役 常務執行役員	営業統轄部、法人営業部、ストラクチャード・ ファイナンス部、海外事業推進部、個人営業部、 地域共創部、市場金融部担当		
金森 靖	取締役 常務執行役員	総合企画部、広報部、人事部、 関連事業部、総務部担当 関連事業部長		
森口 祐子	取締役 (社外取締役)		フィットイージー株式会社社外取締役 岐阜関カントリー倶楽部理事長	
清水 千弘	取締役 (社外取締役)		一橋大学ソーシャル・データサイエンス研究科教授 株式会社くふうカンパニーホールディングス社外取締役	
鮎京 正訓	取締役 (社外取締役)			
浦松 鉄也	常勤監査役			
田邊 孝平	常勤監査役			
池村 幸雄	監査役 (社外監査役)		杏林製薬株式会社社外監査役	
富成 義郎	監査役 (社外監査役)		東邦瓦斯株式会社相談役	

注1. 当事業年度中に退任した取締役及び監査役は次のとおりであります。

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退 任 時 の 地 位
田邊 孝平	2025年6月24日	任期満了により退任	取締役常務執行役員
丹呉 泰健	2025年6月24日	任期満了により退任	社外取締役
押谷 俊男	2025年6月24日	任期満了により退任	常勤監査役

2. 取締役 森口祐子、清水千弘及び鮎京正訓の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役 池村幸雄及び富成義郎の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 取締役 森口祐子、清水千弘及び鮎京正訓の各氏、監査役 池村幸雄及び富成義郎の各氏につきましては、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
5. 取締役 森口祐子氏の戸籍上の氏名は関谷祐子であります。
6. 取締役 鮎京正訓氏の戸籍上の氏名は建石正訓であります。
7. 当社は執行役員制度を導入しており、取締役を兼務していない執行役員は次のとおりであります。

(2025年度末現在)

氏 名	地 位	担 当
後藤 勝利	常務執行役員	営業店担当
吉成 広行	常務執行役員	営業店担当
山田 誠	常務執行役員	営業店担当
河村 宗寛	執行役員	市場金融部長
小池 剛	執行役員	人事部長
安田 次朗	執行役員	共立コンピューターサービス株式会社社長
松岡 庸介	執行役員	業務監査部長
伊藤 博朗	執行役員	総合企画部長

② 会社役員に対する報酬等

イ 当事業年度に係る報酬等の総額等

(単位:百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等			
			固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役	10名	291	198	72	19
監査役	5名	61	61	—	—
計	15名	352	260	72	19

- 注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 支給人数には、当事業年度中に退任した取締役2名及び監査役1名を含んでおります。
 3. 監査役 田邊孝平は2025年6月24日開催の第213期定時株主総会終結の時をもって取締役を退任した後、監査役に就任したため、支給額と員数につきましては、監査役在任期間は監査役に、取締役在任期間は取締役に含めて記載しております。
 4. 上記以外に、取締役及び監査役に対して、創立130周年記念報奨金を支給しており、その総額は0百万円であります。

ロ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等に係る業績指標は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるために各事業年度の当期純利益水準としており、当事業年度の実績は187億円であります。当社の業績連動型報酬枠の算定方法は「二 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項」のとおりであります。

ハ 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は、権利行使時の株式1株当たり払込金額を1円とする新株予約権を用いた株式報酬型ストック・オプションであり、固定報酬としての確定金額報酬に応じて算出された額を基に、毎年一定の時期に割当てしております。

二 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2010年6月24日開催の第198期定時株主総会において、取締役及び監査役の固定報酬としての確定金額報酬、取締役（社外取締役を除く）の業績連動報酬の基準となる業績連動型報酬枠及び取締役（社外取締役を除く）の非金銭報酬としての株式報酬型ストック・オプション報酬額について次のとおり決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名、監査役の員数は4名であります。なお、株式報酬型ストック・オプションについては2021年6月22日開催の第209期定時株主総会において決議された内容が最新となります。当該株主総会終結時点のその定めの対象とされた取締役（社外取締役を除く）の員数は5名であります。

①確定金額報酬

区 分	年 額
取締役	350百万円以内
監査役	80百万円以内

②取締役の業績連動型報酬枠

当期純利益水準	報酬枠
30億円以下	なし
30億円超～60億円以下	20百万円
60億円超～90億円以下	40百万円
90億円超～120億円以下	60百万円
120億円超～150億円以下	80百万円
150億円超	100百万円

③株式報酬型ストック・オプション報酬額

新株予約権を年額90百万円の範囲で取締役（社外取締役を除く）に割当

ホ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年1月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、経営諮問会議の提言内容を踏まえて決定されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

【取締役の報酬等に関する基本方針の概要】

①基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株価や業績との連動性を重視した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての確定金額報酬、業績連動型報酬及びストック・オプション報酬により構成し、社外取締役については、その職務に鑑み確定金額報酬のみを支払うこととする。

②確定金額報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の確定金額報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責等に応じて、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

③業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動型報酬は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した金銭報酬とし、各事業年度の当期純利益水準に応じて算出された額を賞与として、毎年一定の時期に支給する。非金銭報酬としてのストック・オプション報酬は、中長期的な企業価値向上との連動性を強化した報酬構成とするため、権利行使時の株式1株当たり払込金額を1円とする新株予約権を用いた株式報酬型ストック・オプションとし、確定金額報酬に応じて算出された額を基に、毎年一定の時期に割当てる。

④金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、報酬体系に係る上記①の基本方針に沿った構成とする。その内容については経営諮問会議に諮問するものとし、取締役頭取は経営諮問会議の提言内容を踏まえて、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬の内容を決定することとする。

⑤取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき取締役頭取がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の確定金額報酬の額及び各取締役の業務実績等を踏まえた業績連動型報酬の評価配分とする。取締役会は、当該権限が取締役頭取によって適切に行使されるよう、経営諮問会議に諮問するものとし、上記の委任を受けた取締役頭取は経営諮問会議の提言内容を踏まえて決定することとする。なお、ストック・オプション報酬についても経営諮問会議に諮問するものとし、その提言内容を踏まえて取締役会で取締役個人別の新株予約権割当個数を決議する。

へ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役頭取（全般・業務監査部担当）林敬治に対し各取締役の確定金額報酬の額及び各取締役の業務実績等を踏まえた業績連動型報酬の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の業務実績等について評価を行うには代表取締役頭取が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に経営諮問会議へ諮問し、その提言内容を踏まえたものとしております。

③ 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
森口 祐子	会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負う旨の契約を締結しております。
清水 千弘	
鮎京 正訓	
池村 幸雄	
富成 義郎	

④ 補償契約

イ 在任中の会社役員との間の補償契約

該当事項はありません。

ロ 補償契約の履行等に関する事項

該当事項はありません。

⑤ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社取締役、 当社監査役及び 当社執行役員	当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役、当社監査役及び当社執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を提起された場合に負う損害を保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。 なお、填補する額について限度額を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

3 社外役員に関する事項

① 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
森口 祐子	フィットイージー株式会社社外取締役 岐阜関カントリー倶楽部理事長
清水 千弘	一橋大学ソーシャル・データサイエンス研究科教授 株式会社くふうカンパニーホールディングス社外取締役
鮎京 正訓	—
池村 幸雄	杏林製薬株式会社社外監査役
富成 義郎	東邦瓦斯株式会社相談役

注. 当社とフィットイージー株式会社、岐阜関カントリー倶楽部及び東邦瓦斯株式会社との間においては、通常の銀行取引があります。
その他の兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会及び監査会における発言、その他の活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
森口 祐子	5年9か月	[取締役会] 12回中11回 [経営諮問会議] 3回中2回	岐阜県教育委員としての経験等から、当社の人財戦略の実現やコンプライアンス態勢の確立に関する助言に加え、複数の社外取締役としての経験による見識を経営に反映しております。特に、女性取締役として、ジェンダー平等、女性のリーダーシップを推進する取り組みや当社の多様性を促進する視点に基づく発言により、取締役会の議論が多角化しております。また、独立かつ客観的な視点から有益な意見や提言を行うことにより、監督機能の発揮に貢献しております。このほか、取締役会の任意の諮問機関である経営諮問会議にも出席し、社外の立場から取締役等の指名・報酬等について助言や提言を行うことにより、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。
清水 千弘	1年9か月	[取締役会] 12回中12回 [経営諮問会議] 3回中3回	経済学者として長年培った不動産、金融、情報科学等の幅広い見識と豊富な経験や金融行政へ参画した経験に基づき適切な意見を述べております。特に、当社のDX戦略や不動産ビジネスに関する助言を経営に反映させることで企業価値向上に貢献しております。また、独立・公正な立場から、業務執行の監督に関与しております。このほか、取締役会の任意の諮問機関である経営諮問会議にも出席し、社外の立場から取締役等の指名・報酬等について助言や提言を行うことにより、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会及び監査役会における発言、その他の活動状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
鮎 京 正訓	9か月	[取締役会] 就任以降に開催された10回中10回 [経営諮問会議] 就任以降に開催された2回中2回	法学者として長年にわたり培ってきた国内外の司法制度及び法制度に関する幅広い知見に加え、名古屋大学の理事・副総長や愛知県公立大学法人の理事長として大学経営に携わった経験を活かし、法的視点から経営判断やガバナンスの在り方について適切な意見を述べております。また、独立・公正な立場から、業務執行の監督に関与しております。このほか、取締役会の任意の諮問機関である経営諮問会議にも出席し、社外の立場から取締役等の指名・報酬等について助言や提言を行うことにより、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。
池村 幸雄	3年9か月	[取締役会] 12回中11回 [監査役会] 12回中11回 [経営諮問会議] 3回中2回	みずほフィナンシャルグループにて市場関連業務の要職を務めたほか、日本精工株式会社の執行役常務として法務部門、コンプライアンス部門を担当する等、企業経営に関する幅広い見識と豊富な経験に基づき、取締役会及び監査役会において、独立・公正な立場から経営全般に関する適切な意見を述べております。このほか、取締役会の任意の諮問機関である経営諮問会議にも出席し、社外の立場から取締役等の指名・報酬等について助言や提言を行うことにより、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。
富成 義郎	1年9か月	[取締役会] 12回中12回 [監査役会] 12回中12回 [経営諮問会議] 3回中3回	東邦瓦斯株式会社の代表取締役社長・会長として会社経営に携わり、企業経営者として幅広い見識と豊富な経験に基づき、取締役会及び監査役会において、独立・公正な立場から経営全般に関する適切な意見を述べております。このほか、取締役会の任意の諮問機関である経営諮問会議にも出席し、社外の立場から取締役等の指名・報酬等について助言や提言を行うことにより、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。

③ 社外役員に対する報酬等

(単位:百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6名	48	—

注1.記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2.支給人数には、当事業年度中に退任した取締役1名を含んでおります。

3.上記以外に、創立130周年記念報奨金を支給しており、その総額は0百万円であります。

④ 社外役員の意見

社外役員に関する事項に記載した内容に対して、社外役員の意見はありません。

4 当社の株式に関する事項

① 株式数	発行可能株式総数	80,000千株
	発行済株式の総数	41,281千株

注.株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

② 当年度末株主数	22,553名
-----------	---------

③ 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,985	12.13
ARIAKE MASTER FUND	3,066	7.46
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,317	5.64
大垣共立銀行従業員持株会	1,127	2.74
岐建株式会社	1,064	2.59
明治安田生命保険相互会社	791	1.92
牧村株式会社	535	1.30
JP MORGAN CHASE BANK 385781	531	1.29
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	522	1.27
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	450	1.09

注1.持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2.持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数（198千株）を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

④ 役員保有株式

当事業年度中に、職務執行の対価として交付した株式はありません。

⑤ その他株式に関する重要な事項

イ 自己株式の取得

当社は、資本効率の向上を通じて株主還元の充実を図るため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、取締役会決議により自己株式を取得いたしました。

当事業年度において取得した自己株式は、次のとおりであります。

取締役会決議日	取得日（約定ベース）	株式の種類	株式数	取得価格の総額
2026年2月25日	2026年3月11日	当社普通株式	550千株	3,509百万円

注. 取得価格の総額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

ロ 自己株式の消却

当社は、会社法第178条の規定に基づき、取締役会決議により自己株式を消却いたしました。

当事業年度において消却した自己株式は、次のとおりであります。

取締役会決議日	消却実施日	株式の種類	株式数	自己株式消却額
2026年3月25日	2026年3月31日	当社普通株式	550千株	2,863百万円

注. 自己株式消却額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
現金預け金	835,518
現金	64,292
預け金	771,226
コールローン	2,403
買入金銭債権	1,477
商品有価証券	9
商品国債	9
金銭の信託	2,925
有価証券	1,075,205
国債	180,396
地方債	212,107
社債	154,077
株式	188,714
その他の証券	339,909
貸出金	4,622,214
割引手形	4,333
手形貸付	96,221
証書貸付	4,188,364
当座貸越	333,294
外国為替	4,713
外国他店預け	4,425
買入外国為替	255
取立外国為替	33
その他資産	43,403
未決済為替貸	837
前払費用	537
未収収益	7,883
先物取引差入証拠金	1,881
金融派生商品	19,810
金融商品等差入担保金	6,015
その他の資産	6,438
有形固定資産	26,649
建物	8,265
土地	15,610
リース資産	752
建設仮勘定	33
その他の有形固定資産	1,986
無形固定資産	6,234
ソフトウェア	5,416
その他の無形固定資産	818
前払年金費用	10,240
支払承諾見返	14,887
貸倒引当金	△19,763
投資損失引当金	△80
資産の部合計	6,626,040

科 目	金 額
(負債の部)	
預金	5,862,573
当座預金	403,127
普通預金	3,675,767
貯蓄預金	40,533
通知預金	18,103
定期預金	1,665,710
その他の預金	59,330
譲渡性預金	46,749
売現先勘定	15,366
債券貸借取引受入担保金	143,202
借入金	152,200
借入金	152,200
外国為替	266
売渡外国為替	28
未払外国為替	237
信託勘定借	1,027
その他負債	45,777
未決済為替借	2,276
未払法人税等	1,895
未払費用	5,920
前受収益	1,542
金融派生商品	11,321
金融商品等受入担保金	5,155
リース債務	757
資産除去債務	340
その他の負債	16,567
賞与引当金	1,250
睡眠預金払戻損失引当金	150
繰延税金負債	16,277
再評価に係る繰延税金負債	1,823
支払承諾	14,887
負債の部合計	6,301,553
(純資産の部)	
資本金	46,773
資本剰余金	36,034
資本準備金	36,034
利益剰余金	191,212
利益準備金	13,536
その他利益剰余金	177,676
別途積立金	140,578
繰越利益剰余金	37,098
自己株式	△1,033
株主資本合計	272,986
その他有価証券評価差額金	41,404
繰延ヘッジ損益	7,446
土地再評価差額金	2,495
評価・換算差額等合計	51,345
新株予約権	153
純資産の部合計	324,486
負債及び純資産の部合計	6,626,040

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経常収益		127,566
資金運用収益	76,515	
貸出金利息	50,457	
有価証券利息配当金	22,455	
コールローン利息	61	
預け金利息	3,195	
金利スワップ受入利息	156	
その他の受入利息	188	
信託報酬	0	
役務取引等収益	19,123	
受入為替手数料	3,115	
その他の役務収益	16,007	
その他業務収益	3,228	
外国為替売買益	3,103	
商品有価証券売買益	17	
国債等債券売却益	106	
その他経常収益	28,698	
貸倒引当金戻入益	29	
株式等売却益	28,149	
金銭の信託運用益	17	
その他の経常収益	501	
経常費用		107,301
資金調達費用	18,743	
預金利息	11,433	
譲渡性預金利息	208	
コールマネー利息	115	
売現先利息	766	
債券貸借取引支払利息	4,832	
借入金利息	102	
金利スワップ支払利息	1,235	
その他の支払利息	49	
役務取引等費用	7,647	
支払為替手数料	369	
その他の役務費用	7,278	
その他業務費用	40,011	
国債等債券売却損	26,118	
国債等債券償還損	285	
金融派生商品費用	1,167	
その他の業務費用	12,440	
営業経費	40,355	
その他経常費用	543	
貸出金償却	6	
株式等売却損	0	
金銭の信託運用損	16	
その他の経常費用	520	
経常利益		20,264
特別利益		5,613
固定資産処分益	12	
退職給付信託返還益	5,600	
特別損失		1,129
固定資産処分損	294	
減損損失	835	
税引前当期純利益		24,748
法人税、住民税及び事業税	3,283	
法人税等調整額	2,761	
法人税等合計		6,045
当期純利益		18,703

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	836,506	預金	5,840,098
コールローン及び買入手形	2,403	譲渡性預金	30,849
買入金銭債権	1,477	売現先勘定	15,366
商品有価証券	9	債券貸借取引受入担保金	143,202
金銭の信託	2,925	コマーシャル・ペーパー	6,982
有価証券	1,061,592	借入金	202,658
貸出金	4,591,534	外国為替	266
外国為替	4,713	社債	2,100
リース債権及びリース投資資産	90,245	信託勘定借	1,027
その他資産	85,724	その他負債	87,076
有形固定資産	29,949	賞与引当金	1,560
建物	8,903	退職給付に係る負債	735
土地	15,856	役員退職慰労引当金	59
リース資産	82	睡眠預金払戻損失引当金	150
建設仮勘定	33	ポイント引当金	158
その他の有形固定資産	5,072	特別法上の引当金	2
無形固定資産	6,252	繰延税金負債	23,566
ソフトウェア	5,334	再評価に係る繰延税金負債	1,823
リース資産	8	支払承諾	14,887
その他の無形固定資産	909	負債の部合計	6,372,571
退職給付に係る資産	30,884	(純資産の部)	
繰延税金資産	1,503	資本金	46,773
支払承諾見返	14,887	資本剰余金	42,362
貸倒引当金	△23,459	利益剰余金	209,517
投資損失引当金	△95	自己株式	△1,033
		株主資本合計	297,620
		その他有価証券評価差額金	42,496
		繰延ヘッジ損益	7,446
		土地再評価差額金	2,495
		退職給付に係る調整累計額	14,269
		その他の包括利益累計額合計	66,708
		新株予約権	153
		純資産の部合計	364,482
資産の部合計	6,737,053	負債及び純資産の部合計	6,737,053

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経常収益		176,576
資金運用収益	74,283	
貸出金利息	50,179	
有価証券利息配当金	20,473	
コールローン利息及び買入手形利息	61	
預け金利息	3,196	
その他の受入利息	373	
信託報酬	0	
役務取引等収益	23,898	
その他業務収益	3,237	
その他経常収益	75,157	
償却債権取立益	0	
その他の経常収益	75,157	
経常費用		154,444
資金調達費用	19,126	
預金利息	11,357	
譲渡性預金利息	208	
コールマネー利息及び売渡手形利息	115	
売現先利息	766	
債券貸借取引支払利息	4,832	
コマーシャル・ペーパー利息	55	
借入金利息	491	
社債利息	14	
その他の支払利息	1,284	
役務取引等費用	7,500	
その他業務費用	40,011	
営業経費	43,952	
その他経常費用	43,852	
貸倒引当金繰入額	280	
その他の経常費用	43,572	
経常利益		22,132
特別利益		5,613
固定資産処分益	12	
退職給付信託返還益	5,600	
特別損失		1,128
固定資産処分損	293	
減損損失	835	
金融商品取引責任準備金繰入額	0	
税金等調整前当期純利益		26,616
法人税、住民税及び事業税	4,406	
法人税等調整額	2,827	
法人税等合計		7,233
当期純利益		19,382
親会社株主に帰属する当期純利益		19,382

独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

株式会社大垣共立銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 池ヶ谷 正
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 内田 宏季
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大垣共立銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの第214期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

株式会社大垣共立銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 池ヶ谷 正
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 内田 宏季
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大垣共立銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大垣共立銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業の前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第214期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、業務監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び営業店等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的に子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月14日

株式会社大垣共立銀行 監査役会

常勤監査役 浦 松 鉄 也 (印)

常勤監査役 田 邊 孝 平 (印)

社外監査役 池 村 幸 雄 (印)

社外監査役 富 成 義 郎 (印)

以 上